

第11期北海道水産業・漁村振興審議会の傍聴について

1 傍聴する場合の手続

- (1) 第11期北海道水産業・漁村振興審議会の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、満席になり次第、終了します。

2 傍聴者が守るべき事項

- (1) 会議は静かに傍聴することとし、議事進行を妨害しないこと。また、拍手、ハチマキその他の方法により賛成、反対の意思表示をしないこと。
- (2) 会議中に飲食などをしないこと。
- (3) 会議の様子を写真撮影、録画若しくは録音等しないこと。
ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) その他、会長が会議の運営上、必要と認めて指示したこと。

3 違反者への措置

傍聴者が上記2を守らず、会長が注意したにもかかわらず、従わないときは、退場していただく場合があります。